

仕 様 書

1 業務名称

「札幌スタイル認証製品カタログ 2019」 原稿制作業務

2 業務目的

札幌市が推進する地域ブランド「札幌スタイル」の認証製品やブランドコンセプトを掲載した「札幌スタイルカタログ 2019」の原稿を制作することを目的とする。

なお、制作したカタログは、一般消費者向けに、札幌スタイルショップ（札幌駅 JR タワー 6 階）や札幌スタイルショーケース（地下鉄大通駅コンコース内）、さっぽろ雪まつりの会場などで配布するなど、札幌スタイルや認証製品の PR に活用する。

3 業務内容

全体企画・調整、写真撮影、札幌スタイルカタログ原稿データ制作（日本語版・英語版）を行う。ただし、本業務に印刷・製本業務は含まない。

カタログに掲載する内容は、以下①から③のとおり。

- ① 平成 30 年 1 月現在、札幌スタイルに認証されている製品（168 製品）製品群（シリーズ）をまとめて掲載することは可能。
製品一覧は札幌スタイルカタログ 2018 または札幌スタイルホームページ参照。
(札幌スタイルカタログ 2018)
<http://www.city.sapporo.jp/keizai/sapporo-style/info/catalog2018.html>
(札幌スタイルホームページ「認証製品一覧」)
<http://www.city.sapporo.jp/keizai/sapporo-style/cer/cer1/list.html>
- ② 平成 30 年度の札幌スタイル新規・追加認証製品
(10 月末頃決定予定、製品数は未定であるが、おおむね 30 製品程度を想定)
【参考】過去 3 年の新規・追加認証製品数
平成 27 年度：12 製品、平成 28 年度：8 製品、平成 29 年度：56 製品※
※ 平成 29 年度は、製品群（シリーズ）としては 20 製品群
- ③ 札幌スタイルのブランドコンセプトや、札幌スタイルショップ、札幌スタイルショーケースについて

<全体企画・調整>

札幌スタイルのブランドコンセプトや認証製品、札幌スタイル認証制度の趣旨を十分に理解した上で、委託者と打合せを行い、効果的に PR 活用できるよう企画すること。

<写真撮影>

カタログに掲載する製品、表紙等の写真を撮影すること。撮影に必要な小道具、スタジオ等は、受託者が用意すること。

ただし、前年度のカタログ（札幌スタイルカタログ 2018）に掲載されている写真

を使うことは可能とする。前年度のカタログの原稿データ（Adobe Illustrator）は受託者に提供する。

撮影する製品の受渡しについて、平成30年度の札幌スタイル新規・追加認証製品は、札幌市役所内にて保管しているため、受託者が市役所より直接引き取り、返却する。それ以外の製品は、受託者が各製品の認証企業各社から借り受けることとする。

また、撮影は、写真撮影を生業とし、製品撮影やイメージ写真の実績を持つフォトグラファーが行うこと。

<札幌スタイルカタログ（日本語版）原稿データ制作>

(1) 仕様

- ・ 判 型 A 5 判
- ・ ページ数 全 48 ページ以内
- ・ 刷り色 4 色カラー

(2) 掲載内容

- ・ 表紙

日本語版、英語版がそれぞれ表紙を見て区別しやすいように配慮すること。

- ・ 導入（札幌スタイルのブランドコンセプトの紹介）

札幌市より提供するブランドコンセプト等の資料等を用いて作成すること。

- ・ 製品紹介

委託者より、前年度に制作した「札幌スタイルカタログ 2018」入稿用 a i データを提供する。写真やキャッチコピー、説明文、製品の基本情報は使用して差し支えない。

新たに掲載する製品（おおむね 30 製品程度）については、委託者が提供する資料、または必要に応じて受託者が製作元へ直接聞き取り確認を行い、製品ブランドごとにキャッチコピーや説明文、製品の基本情報、連絡先に関する原稿を制作すること。

- ・ その他札幌スタイルや認証製品の P R に資する情報
- ・ 問合せ先、札幌スタイルショップ、ショーケースの紹介
- ・ 裏表紙

<札幌スタイルカタログ（英語版）原稿データ制作>

(1) 仕様

- ・ 判 型 A 5 判
- ・ ページ数 全 48 ページ以内
- ・ 刷り色 4 色カラー

(2) 掲載内容

- ・ 表紙

- ・ 導入（札幌市及び札幌スタイルの紹介）

日本の文化や製品、札幌の地域性等に関する知識がない外国人にも内容が理

解できるように配慮すること。

- ・ 製品紹介
 - ・ その他札幌スタイルや認証製品のPRに資する情報
 - ・ 問合せ先、札幌スタイルショップの紹介等
 - ・ 裏表紙
- (3) 翻訳について

英語を母国語とする者によるネイティブチェックを必ず行うこと。また、委託者も確認を行うこととし、確認に2週間程度を要するため、翻訳原稿については、テキストデータで先に提出するなどスケジュールについて委託者と調整すること。

4 履行期間

契約締結の日から平成30年12月26日（水）まで

5 成果品

以下のデータをCDまたはDVDに保存し納品すること。

- (1) 版下データ（Adobe Illustrator 形式）
 - ア アウトライン化された印刷用データ
 - イ アウトライン化されていない再編集用データ
- (2) ホームページへの掲載に適したファイルサイズのPDF原稿データ
（日本語版・英語版）
- (3) データ制作のために、本業務で新規に撮影した写真データ

6 納品先

札幌市経済観光局産業振興部立地促進・ものづくり産業課
（札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階北側）

7 留意事項

- (1) 校正は3回以上行うこと。
- (2) 撮影場所は委託者と調整のうえ受託者が決定し、必要な連絡調整を行うこと。
- (3) この業務の遂行にあたり、委託者は受託者に対して、前年制作した札幌スタイルカタログの入稿用aiデータをはじめ、必要な資料や写真等を提供するので、制作にあつたては、適宜活用すること。提供した媒体については、終了後返却すること。
- (4) 受託者は、委託者と十分に打ち合わせを行い、業務の進捗状況について随時、委託者に報告し、委託者から必要な指示を受けること。
- (5) 受託者は、委託者に対し、本件契約に基づく成果物（カタログ原稿データ、製品写真データ含む。以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。
- (6) 受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第

三者に対して行使しないものとする。

- (7) 本著作物の著作者が受託者以外のものであるときは、受託者は委託者又は委託者が指定する第三者に対して、本著作物に関する著作者人格権を行使されないよう適正に措置を講ずるものとする。
- (8) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。
- (9) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときに受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (10) 当該仕様書に記載されていない事項や疑義が生じた場合は、委託者と受託者双方が協議をして、これを処理すること。
- (11) 本業務の履行にあたって知りえた個人情報の取り扱いについては、札幌市個人情報保護条例（平成 16 年条例第 35 号）に則り、個人情報の適切な取り扱いの確保を図ること。

【問合せ先】

〒060-8611

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 15 階北側

札幌市経済観光局産業振興部立地促進・ものづくり産業課 柴垣・横尾

TEL 011-211-2362 FAX 011-218-5130 Eメール：sapporo-style@city.sapporo.jp